

保台浄水場ポンプ設備更新工事

特 記 仕 様 書

令和 8 年度

安房郡市広域市町村圏事務組合

第1章 一般仕様書

第1節 一般事項

1. 適用範囲

この仕様書は、安房郡市広域市町村圏事務組合（以下「甲」という。）が発注し、受注者（以下「乙」という。）が施工する「保台浄水場ポンプ設備更新工事」に適用する。

2. 施工場所

鴨川市和泉2509番地 保台浄水場

3. 施工期間（契約の翌日から）

令和9年3月19日まで

4. 優先順位

本工事における優先順位は、次のとおりとする。

- イ) 現場説明質疑応答
- ロ) 監督員の指示
- ハ) 特記仕様書
- ニ) 水道工事標準仕様書、各種標準仕様書
- ホ) 設計図書
- ヘ) 設計書

5. 障害物の処理

工事施工にあたり、他の埋設物および障害物があった場合は、その処置について監督員の指示によるものとする。

6. 安全対策

工事中は、全てに関し安全第一とする。

7. 費用負担

材料および工事の検査並びに測量・検査・試験・試掘・諸手続き等に必要費用は、乙の負担とする。

8. 契約の変更

甲の都合により著しく設計数量を増減し、また予想しがたい理由により現設計に大きく影響があった場合は、両者の協議により変更できる。

9. 損害賠償

乙は、工事のため、田畑あるいは第三者に損害を与えぬように施工することは勿論のこと、障害を与えた場合は、その責を負わなければならない。

10. 一般事項

本特記仕様書の他に「水道工事標準仕様書」（水道協会発行）を適用する。

11. 材 料

本工事に使用する材料は全て、JISおよびJWWAの規格に適合したものでなければならない。

ただし、特記仕様書および設計書に明示したものは、この限りでない。

材料については、「水道工事標準仕様書」の（2. 材料）を準用するものとする。

12. 構造物等の設置位置

設計図参照の上、監督員と打ち合わせの上決定とする。

第2節 共通事項

1. 法、基準、規格等の遵守

乙は、工事の施工、機器の製作据付にあたって、次の各事項に準拠して実施すること。

- ・建設業法
- ・騒音規制法
- ・労働基準法
- ・職業安定法
- ・（社）電気学会規格調査会標準規格(JEC)
- ・（社）日本電機工業会標準規格(JEM)
- ・（社）日本電線工業会規格(JCS)
- ・（社）電池工業会規格(SBA)
- ・経済産業省電気設備基準
- ・官庁施設の総合耐震計画基準および同解説（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築設備耐震設計・施工指針（建設省住宅局建築指導課監修）
- ・建築設備耐震設計・施工指針（（財）日本建築センター）
- ・高調波抑制対策技術指針（（社）日本電気協会）
- ・廃棄物処理および清掃に関する法令
- ・安房郡市広域市町村圏事務組合条例および規定
- ・その他関係法令、規則
- ・建築基準法
- ・消防法
- ・労働安全衛生法
- ・日本産業規格（JIS）
- ・電気通信事業法
- ・（社）日本照明工業会規格(JIL)
- ・（社）日本電気協会 内線規程

なお、これら諸法規の運用適用は、乙の負担とする。

2. 特記仕様書、示方書、指針等の遵守

乙は、本工事施工にあたって本特記仕様書に明示していないものについては、次の各事項に準拠すること。

- ・土木工事安全施工技術指針（全日本建設技術協会）
- ・建築基礎構造設計（日本建築学会）
- ・水道施設設計指針・解説（日本水道協会）
- ・水道工事標準仕様書【設備工事】（日本水道協会）
- ・建築基準法・同施工令（日本建築学会）

3. 疑義の解釈

本特記仕様書および設計図書に明示されていない事項があるとき、または内容に疑義が生じた場合は、甲、乙双方協議して定める。

ただし、明示されていないものであっても当然必要と定められるものについては、乙の責任において施工しなければならない。

4. 監督員

本特記仕様書中「監督員」とは、甲の指定する当該工事を監督する職員をいう。

5. 書類の提出

乙は、工事に先立ち指定の日までに、次の書類を提出しなければならない。また、提出した書類に変更が生じたときは、甲に速やかに変更届けを提出しなければならない。

- イ) 工事着手届
- ロ) 工程表
- ハ) 現場代理人および主任技術者選任通知届
- ニ) その他、監督員が指示する書類

6. 書類の部数

乙は、工事に必要な各種試験および計算書を甲の指定する部数を提出すること。

また、工事日報・工事施工図書・工事写真一式、その他本特記仕様書に決められた事項および監督員の指示する書類も同様である。

7. 官公署等への申請および諸手続き

乙は、法令で定められた関係諸官庁への報告・届出・認可許可申請等の手続

き一切を代行するものとする。

この際、官公庁より所定の指示があった場合は、すみやかに監督員に報告の上、承諾を得てから実施すること。

これに要する費用は、すべて本工事に含まれるものとする。

8. 機器製作および現場工事の諸事項

- (1) 乙は、製作、施工にあたって軽微なる変更は、異議なく行うものとし、大幅な変更については協議により実施すること。
- (2) 乙は、製作、施工にあたって本設備完成上当然必要と思われるものについては、設計図書に記載がなくとも異議なく実施すること。
- (3) 乙は、次の関係図書を各2部提出すること。機器の製作、現場工事は監督員の承諾を得た後に着手すること。これらの図書作成に要する費用は、すべて本工事に含まれるものとする。

- ・承諾図
- ・完成図
- ・その他、監督員の指示する図書類

9. 保証期間

乙は、工事の目的物に契約不適合があるとき、引渡しの日から2年間その契約不適合を補修しなければならない。

また、その契約不適合によって生じた減失もしくは棄損に対し損害を賠償しなければならない。

10. 工程管理

乙は、承諾を受けた工程表に基づき適切な工程管理を行わなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

なお、乙は監督員、他業者との連絡、打合せを密に行い製作・施工等で相互に支障をきたさぬよう工事を進行させること。

11. 工事日報および工事履行報告書の提出

乙は、現場工事着手から完了までの工事実施状況を記録した工事日報および毎月の工事進行状況を記録した工事履行報告書を提出しなければならない。

12. 工事の施工

乙は、工事施工および施工順序について、あらかじめ監督員の承諾を受けなければならない。

13. 材料置場

乙は、工事施工に必要な仮設物、主要機械設備および材料置場等の配置計画

並びに段取りについて、あらかじめ監督員と協議し承諾を受けなければならない。

また、民有地を使用する場合の土地の借上げおよび保証等は、すべて乙の負担にて行わなければならない。

1 4．工事用電力

工事用電力は、乙の負担において行われなければならないが、簡易的な電力の使用は、監督員と協議のうえ使用することができる。

1 5．材料および機器類の製作

機器類の製作においては、購入または製作させようとする製作会社一覧表を作成のうえ甲の承諾を受けなければならない。

1 6．工事の検査

特記仕様書または監督員が指定した構造物の床堀終了時、基礎工施工の前後、配筋完了時、型枠完了時あるいは、あらかじめ監督員の指示した箇所など主要な工事段階の区切り等には、監督員の検査を受けなければならない。

1 7．天災に対する安全対策

豪雨出水その他天災に対しては、平素から気象予報などについて十分な注意を払い常に対処できる準備をしておかななければならない。

1 8．事故の報告

乙は、工事の実施に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じた時、第三者に損害を与えた事故が発生したときは、遅滞なくその状況を監督員に報告しなければならない。

1 9．記録写真

乙は、工事進行に伴い乙の負担において、次の事項の記録写真（カラー）を撮影し整理の上必要に応じて監督員に提出しなければならない。

- (イ) 機器製作中の過程および製作後の写真
- (ロ) 工事着手前および完成後全景の写真
- (ハ) 施工中並びに施工方法の記録
- (ニ) 後刻検査困難または不可能な箇所および作業状況（監督員立会いのもと）
- (ホ) その他、監督員が指示するもの

2 0．後片付けおよび清掃

工事の終了した時は、後片付けおよび清掃等を工事期間内に完了しなければ

ならない。

2 1. 試験および検査の立会い

- (1) 工事の完成検査、一部完成検査、中間検査にあたっては、乙または現場代理人、主任技術者（監理技術者）と共に当該検査に必ず立会わなければならない。また、検査に際しては、あらかじめ工事日報、その他検査官および監督員の指示する資料および記録を準備して検査にあたるものとする。
- (2) 乙は、機器製作中または製作後に監督員の検査を受けることとし、検査場所は製作工場または現場とする。これに要する費用は、監督員派遣費用以外は一切乙の負担とする。
- (3) 工場、現場検査の細部については、別途協議の上決定とする。
- (4) 工事完了にあたっては、検査員および監督員の検査を受けるものとし、合格の後引渡しとする。

2 2. 異議の申し立て

乙は、検査の方法について異議を申し立てることはできない。

2 3. 週休2日制適用工事

- (1) 本工事は週休2日制適用工事である。
- (2) 受注者は、現場閉所による週休2日工事として取り組むこと。なお、予定価格には月単位の週休2日（4週8休以上）達成相当の経費を補正している。
- (3) 受注者が週休2日交代制工事を希望する時は、受発注者間で協議し週休2日交代制工事に変更することが出来る。
- (4) 受注者が、工事着手前に完全週休2日（土日）の取組を希望し、かつ対象期間内において完全週休2日（土日）相当を達成した場合は、経費に補正係数を乗じ変更するものとする。
- (5) 週休2日制の実施にあたっては、「週休2日制適用工事実施要領（令和7年10月版）」に基づき行うこと。

2 4. 工事実績情報の作成、登録

受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事は、工事実績情報サービス（CORINS）対象工事である。受注者は、標準仕様書の規定に基づき登録を行うものとする。

第2章 保台浄水場ポンプ設備更新工事

第1節 概 要

本工事は、保台浄水場送水ポンプ、給水ポンプの交換実施するものである。

また、既設機器および水運用を十分に調査、熟知し作業を進めることと現在稼動中の施設であるため、機器の交換および移設など新旧切換に際しては、監督員と密に打ち合わせを行い、安定給水に努めるものとする。

第2節 工事範囲

- | | |
|----------------------------|-----|
| (1) No.1～No.3 送水ポンプ撤去据付 | 1 式 |
| (2) No.1～No.3 送水ポンプ揚水管撤去据付 | 1 式 |
| (3) No.1 場内給水ポンプ撤去据付 | 1 式 |
| (4) No.1 場内給水ポンプ揚水管撤去据付 | 1 式 |
| (5) 上記作業に伴う配線、配管接続 | 1 式 |
| (6) 試運転調整 | 1 式 |

第3節 交換対象品名及び形式等

- | | |
|-------------|-------------------------|
| (1) 水中斜流ポンプ | 3 台 |
| 型 式： | SPU 150-515A |
| 口 径： | φ 150mm |
| 吐出量： | 2.41m ³ /min |
| 全揚程： | 20m |
| 電動機： | 3φ AC200V 15kW 50Hz 2P |
| | 耐水絶縁式水中電動機 |
| 塗 装： | ポンプ部内外面水道用エポキシ樹脂塗装（1回塗） |

1) 付属品

- | | |
|------------|-----|
| 地上部（台板・曲管） | 1 式 |
|------------|-----|

- | | |
|--------------|-------------------------|
| (2) 水中うず巻ポンプ | 1 台 |
| 型 式： | JU 65×2-55.5A |
| 口 径： | φ 65mm |
| 吐出量： | 0.52m ³ /min |
| 全揚程： | 35m |
| 電動機： | 3φ AC200V 5.5kW 50Hz 2P |
| | キャンド式水中電動機 |
| 塗 装： | ポンプ部内外面水道用エポキシ樹脂塗装（1回塗） |

- | | |
|-------------|-----|
| 1) 付属品 | |
| 地上部 (台板・曲管) | 1 式 |

第4節 配管材料

(1) 揚水管

- | | |
|-------------------------|-----|
| ・ナイロンコーティング管 | 3 本 |
| JIS10K 2F 直管 150A×2000L | |
| ・ナイロンコーティング管 | 3 本 |
| JIS10K 2F 直管 150A×1800L | |
| ・ナイロンコーティング管 | 1 本 |
| JIS10K 2F 直管 65A×2500L | |
| ・ナイロンコーティング管 | 1 本 |
| JIS10K 2F 直管 65A×2000L | |

(2) 逆止弁

- | | |
|---------------------------|-----|
| ・スモレンスキチャッキバルブ | 3 台 |
| JIS10K φ150 ナイロンコーティング 塗装 | |
| ・スモレンスキチャッキバルブ | 1 台 |
| JIS10K φ65 ナイロンコーティング 塗装 | |

第5節 試運転調整

新規ポンプ据付後の運用に支障の無いよう据付後に調整・動作確認を実施すること。